

○総務省令第九十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信番号規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一二月九日

総務大臣 山本 早苗

電気通信番号規則等の一部を改正する省令

（電気通信番号規則の一部改正）

第一条 電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第三号中「端末系伝送路設備」の下に「（次号に規定するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（主としてデータ伝送役務の用に供するものである。総務大臣が別に告示するものを除く。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号の二に定めるものとする。

別表第一第六号の次に次の一号を加える。

第六号の二 (第9条第1項第3号の2関係)

20C D E F G H J K (Cは0及び4を除く。)

ただし、C D Eは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

別表第一第七号中「20C D E F G H J K (Cは0を除く。)」を「204D E F G H J K」に改め、「C D Eは」を「D Eは」に改める。

別表第二の十四の項を十五の項とし、八の項から十三の項までを九の項から十四の項までとし、七の項の次に次のように加える。

8 第9条第1項第3号の2	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第
---------------	--

の

9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第二十八第2表の注2中「[020]」を「[020C]」(電気通信番号規則第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号)、[0204] (電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号)に改める。

様式第二十九中「20」を「204」に改める。

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正)

第三条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表第十一の六の項中「20CDEFGHJK」を「204DEFGHJK」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則（以下「旧規則」という。）第九条第一項第三号に規定する電気通信番号については、旧規則の規定は当分の間、なおその効力を有する。